



# あわてなくても大丈夫!? マイナ保険証②

病院に行ったときになればとても困るのが「健康保険証」ですが、12月からマイナ保険証に移行します。

今回は、注意してほしいポイントをまとめ、今回は、新しくマイナ保険証に移行する時に抜け落ちている情報があるということを書いてみました。(公務員や大手企業にお勤めの方向け記事です。)

## 【付加給付ってご存じですか?】

日本には保険証がざっくり3タイプあります。

### ①「国民健康保険」

自営業者が加入する。住所のある自治体が保険者として健康保険証に記載されている。

### ②協会けんぽ「全国健康保険協会」

おもに中小企業に勤務する会社員やその家族を被保険者とする。

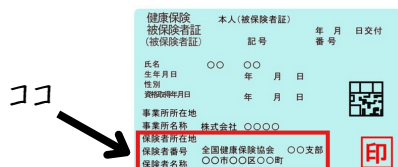
### ③組合けんぽ「健康保険組合」

単一の企業で設立する組合、同種同業の企業が合同で設立する組合などがある。

おもに大企業に勤務する会社員やその家族などを被保険者とする。

なお、公務員なら「共済組合」がある。

現行の健康保険証を見ると、**保険者が確認でき**、その患者が入院や手術、治療を受けた場合の医療費を軽減させる公的制度の有無がわかります。



こちらの通信は私とご縁あった方、関わりのあった方にお送りしています。送付不要な方は、お手数ですがご連絡ください

発行人 西村真由美  
発行日 2024年11月  
連絡先 070-5469-9261

とくに、保険者が共済組合(公務員)や組合健保(大企業など)の場合、任意で一定の上乗せ給付である「付加給付」を行っているところもあります。

例えば、高額な医療費を軽減できる「高額療養費」は、年齢・年収にもよりますが、ざっくり総医療費が100万円かかったとしても、高額療養費で自己負担限度額は8万7430円まで抑えられます。

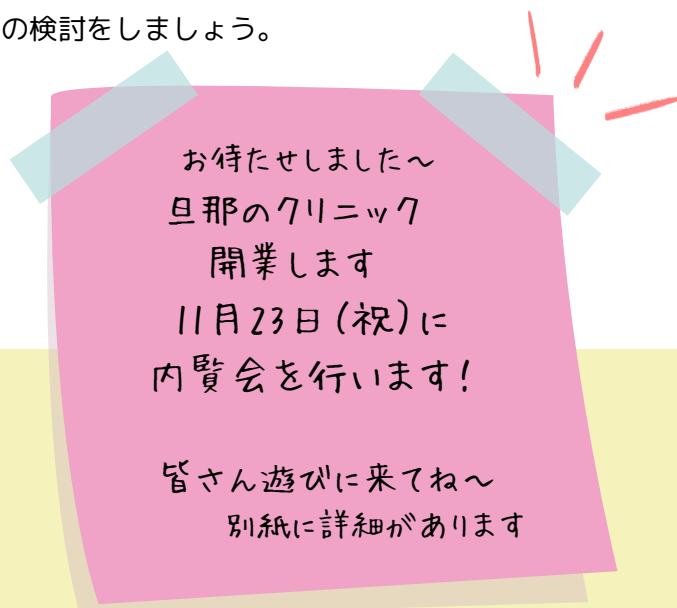
さらに付加給付があれば、自己負担限度額はなんと2万5000円まで下がるのです。

付加給付の内容は、組合健保によってさまざま。患者の保険証を見ると組合健保の名称がわかり、パソコン等で検索して確認することもできます。

また、付加給付の内容を認識していれば、民間医療保険への加入も必要最小限で済みます。

ところがマイナ保険証にはこの「保険者」の情報がかットされているので、調べにくく分かりにくい。知らずに余計に民間保険に加入してしまうことがあるかもしれません。

こうならないために、病気・障害になる前から、自分が使える公的制度や勤務先の福利厚生などをしっかり確認しておき、足りない分だけ、民間の医療保険の検討をしましょう。



メール



公式LINE



今月は「教えてふーみー先生」お休みです最後までお読みいただきありがとうございました